

## 制度の趣旨

- 電気通信市場への参入自由化後、地域通信分野(加入者回線設備を用いるもの)では、NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、その料金は横ばいで推移。
- こうした状況に鑑み、市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であることが想定されるサービス(指定電気通信役務)のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス(特定電気通信役務)に対し、料金水準の上限(基準料金指数)を定めることにより、NTT東日本・西日本に経営効率化努力のインセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、平成12年(2000)10月から上限価格方式(プライスカップ制度)を導入。

## 対象サービスの料金設定

- 対象サービスは、NTT東日本・西日本が提供する音声伝送サービス(加入電話、ISDN、公衆電話)
- NTT東日本・西日本の実際の料金指数が、種別ごとに、基準料金指数を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定が可能。
- 基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。
- 基準料金指数は、能率的な経営の下における適正な原価や物価その他の経済事情を考慮して設定する料金水準。以下の式により算定。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

※生産性向上見込率: 3年ごとに現在の生産性に基づく将来の原価及び利潤並びに今後の生産性向上を見込んだ将来の原価及び利潤から算定する率

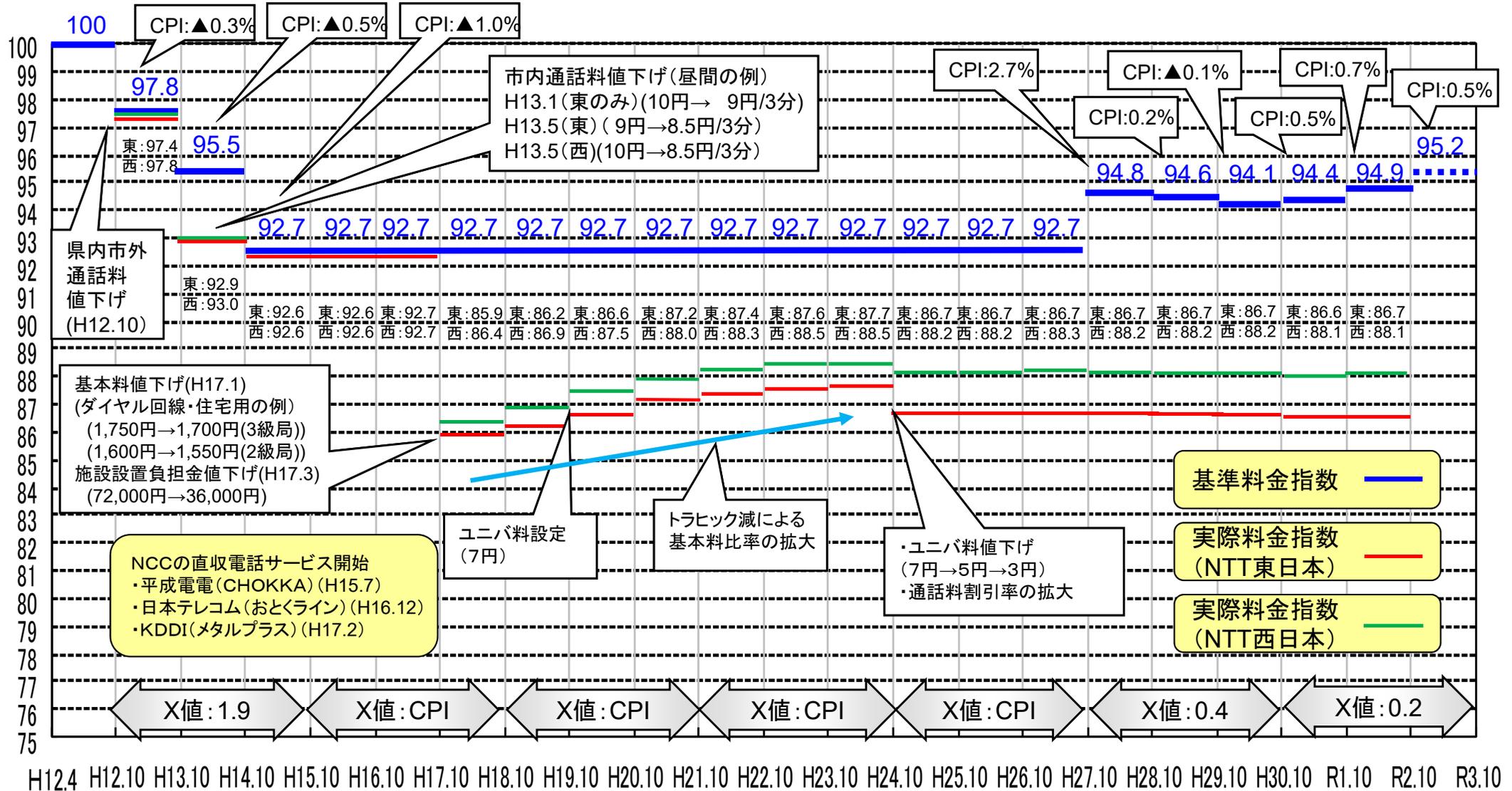
※外生的要因: 消費税率や法人税率の変更等事業者の管理を超えたところで発生するコストの変化

種 別	対象サービス	基準料金指数	
		2019.10~ 2020.9	2020.10~ 2021.9
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(市内、県内市外通話料)、公衆電話(通話料)、番号案内料	94.9	95.2
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)	102.4	102.7

- 基準料金指数は、平成12年(2000)4月の料金水準を100として毎年算定し、毎年10月から1年間適用。
- 適用開始日の90日前までにNTT東日本・西日本に通知(電気通信事業法第21条)。

# 料金指数の推移 ① (音声伝送バスケット)

※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



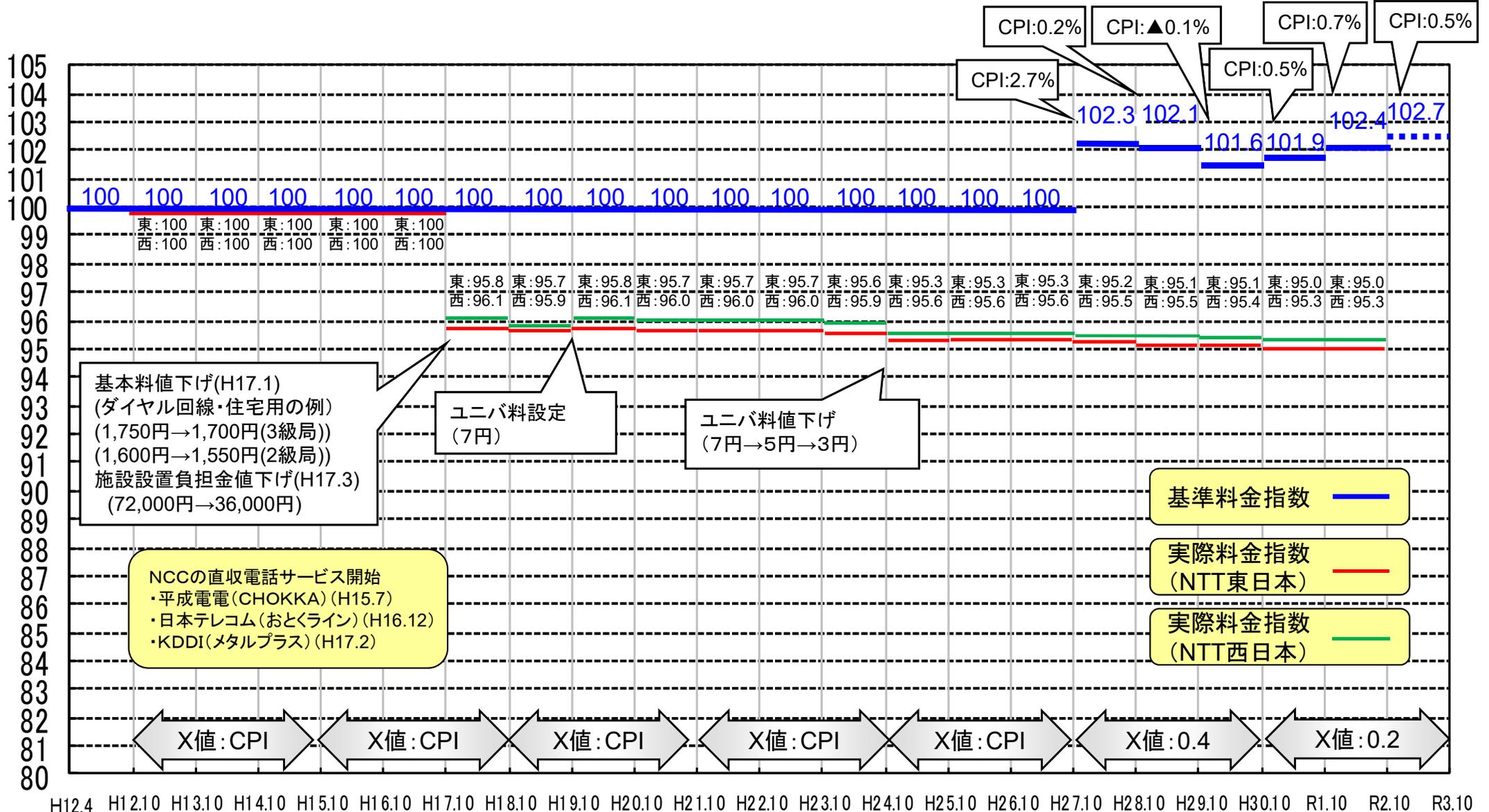
※ X値・・・生産性向上見込率

※ CPI・・・消費者物価指数変動率

※ 音声伝送サービス全体は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料・通話料・通信料)、公衆電話(通話料・通信料)を対象とする。

# 料金指数の推移 ② (加入者回線サブバスケット)

※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



※ X値・・・生産性向上見込率  
 ※ 加入者回線部分は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料)を対象とする。